

獨協医科大学ソーシャルメディア利用に関するガイドライン

平成30年4月1日制定
令和7年4月1日改正

1. ガイドラインの目的

ソーシャルメディアは、今や広く社会に浸透し、多くの教育・医療機関の現場でも利用されるようになっていきます。これらソーシャルメディアを有効に活用することで、情報を効果的に伝えられるだけでなく、情報交換することが可能となっており、今後ますます相互関係の構築にあたって重要な手段となることが見込まれます。

一方で、ソーシャルメディアには匿名性や一方的な情報発信が可能であるという特性が原因となり、情報発信者が意図しない問題を引き起こし社会に対し多大な影響を及ぼす可能性もあります。そのため、ソーシャルメディアを利用する場合は、その特性等を十分に理解する必要があります。

獨協医科大学(以下「本学」という。)は、本学教職員並びに学生が様々なソーシャルメディアを利用して情報発信する場合の遵守すべき姿勢や行動を明確にし、自覚と責任を持ってソーシャルメディアを利用することを促進するために、ソーシャルメディア利用ガイドラインを策定することとしました。

2. 定義

「ソーシャルメディア」とは、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、動画共有サイト等に代表される、インターネット上で利用者が情報を発信することにより形成されるメディアのことをいいます。代表的なSNSとしてInstagram、Facebook、X、LINEなどが挙げられます。情報発信とは、主体的に新規の情報を発信することだけではなく、他の組織や個人が発信している情報に対し、コメント、シェア、「いいね」等の反応をすることを含みます。

3. ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、本学構成員すなわち本学に在籍する教職員・学生等のすべてを対象とし、構成員が公私を問わずソーシャルメディア上で情報を発信、公開する場合に適用します。

4. 情報発信に関する基本原則

次の各号に、情報発信する際の基本原則をまとめていますので、ソーシャルメディアを利用して情報発信する際には十分に配慮した上で利用してください。

1) 法令遵守

日本国の法令を遵守してください。また、留学、海外出張又は海外旅行時等においては、当該国の法令や国際法を遵守してください。

2) 人権尊重

基本的人権、知的財産権(肖像権、著作権、商標権等)に関して十分留意してください。人の肖像写真等については、著作権とは別に被写体となった人の人格権に基づく権利が認められる場合があるため、知的財産権のみならず、人格権にも配慮してください。

3) 守秘義務及び機密情報の取扱い

個人情報等守秘義務を伴う情報、職務上知り得た守秘義務のある情報や機密性の高い情報は、発信することのないよう十分留意してください。ただし、これは公益通報者保護法に基づく情報発信を排除するものではありません。

4) 正確な情報発信

正確な情報発信に努め、虚偽の情報や誤解を招く情報は発信しないでください。発信した情報に誤りがあることに気付いた方は連絡してください
不確定な情報や意図的に虚偽の情報を発信することは、発信者と本学の名誉と信頼を損なうことになります。

5) 本学の一員であることの自覚と責任

本学の構成員としての自覚と責任を持ち、情報の発信は慎重に行ってください。また大学名や実名の明示の有無にかかわらず、構成員が発信した情報は、本学に多大な影響を及ぼす可能性を持つことを認識してください。ソーシャルメディアにおいて発信した情報の内容については、個人が責任を負うことになります。

6) 免責文の記載について

本学に関連する内容を発信する場合には「掲載内容は個人的な見解であり、獨協医科大学の立場や意見を代表して示すものではない」旨の免責文を明記してください。ただし、免責文を明記していたとしても、個人の発言により他者に与えるイメージが、本学全体のイメージに大きな影響を及ぼすことを十分に自覚してください。

7) プライバシー保護

一度インターネット上に発信した情報は、完全に削除できないことを理解し、必要以上に自身及び他者の個人情報(画像等を含む。)を提供することがないように留意してください。

8) 上記のほか、次に掲げる内容に該当する情報の発信はしないこと。

- ①違法行為を連想させる情報及び違法行為を助長する情報
- ②当人の許可を得ていない他者の秘密及び個人情報
- ③人種、思想、信条について差別的な内容を含む情報及び差別を助長する内容を含む情報
- ④他者に対する誹謗中傷や、不敬な表現・発言を含む情報

⑤有害、猥褻、暴力的な情報及びそれらの描写が含まれる情報

⑥その他公序良俗に反する情報

5. 管理体制

本ガイドラインは、総務部総務課で管理し、不適切な情報があると判断した場合やソーシャルメディアの利用に重大な違反や不正利用などが判明された場合は、本学個人情報保護に関するガイドラインに照らし、下記担当窓口にて情報の削除又は必要に応じてアカウントの停止又は廃止を依頼することがあります。

区 分	大 学	附属看護専門学校・ 同 三郷校	大学病院	埼玉医療 センター	日光医療 センター
教職員関係	人事部	事務室	庶務課	職員課	管理課
学生関係	学務部 看護学部事務室	事務室			
患者関係			医療安全推進センター 医事保険課 患者相談窓口部門	外来課 入院課 医療安全管理室	医事課

6. 罰則事項

本ガイドラインの遵守事項に違反した者は、その違反内容に応じて、就業規則・学則等に基づき厳正に処分・措置を講じます。

7. その他

本ガイドラインについては、ソーシャルメディアの特性上、メディアや社会情勢の変化などに合わせて随時見直しを行うこととします。よって、予告なしに更新することがありますが、変更があった場合は、本学ホームページにて告知します。